

学校における感染防止対策の徹底について

- 児童生徒及び教職員に対して手洗いやマスクの着用を徹底させる。
- 家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒について、登校時、教室に入る前に、保健室等での検温等を行う。発熱等の風邪の症状がみられる場合には、自宅で休養させる。
- 授業中や休み時間において、窓を開けて換気を行う。
- 学校医・学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、ドアノブやスイッチなど、多くの児童生徒が手を触れる箇所は、適宜、消毒液を使用して清掃し環境衛生を良好に保つ。
- 食堂や図書館など大勢の児童生徒が集まる場所の利用にあたっては、昼休みを分散する等により一斉に利用させない、列ができる場所には床にマーキング等を行い間隔を空ける、椅子を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行い、児童生徒同士の間可能な限り距離を確保（概ね1～2メートル）する。
- 各教科等の指導にあたっては、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い、以下に掲げるような学習活動は当面行わない。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
 - ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動（部活動についても同様とする。）
 - ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- その他、文部科学省が発出している「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（5月13日時点）」や「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）（令和2年5月1日付け2文科初第222号）」等に準拠して実施する。